

京都市会だより版下製作業務の受託者選定に係る募集要項

1 委託業務の内容

- (1) 名称
京都市会だより（以下、市会だより）版下製作業務
- (2) 委託内容、契約期間
仕様書のとおり

2 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。ただし、(2)に該当する者が選定事業者に決定した場合は、協定締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

- (1) 本市の競争入札参加資格者であり、入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き2年以降、当該営業を営んでいること。
 - エ 市内に事業所を有していること。
 - オ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - カ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - キ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 資料の提出

- (1) 提出する資料
受託希望者は、次の資料を提出すること（様式は任意とする。）。
 - ア 見積書 1部
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を表紙に記入したうえ、代表者印を押印すること。
 - イ 提案書 6部
以下の内容を明記し、表紙には受託希望者の社名を記載し、表記以外に提案者の

社名や担当者名を記載しないこと。

(ア) デザイン方針（デザイン、レイアウト、色彩等）

デザインの方針を示す資料として平成27年12月発行号の1・4面の見本を付けること。なお、見本は平成27年度発行のものを参考に統一感のあるデザインとしつつ、次に掲げる内容に留意し作成すること。

留意点

・ 1面の「京都市会だより」のタイトル部分並びに4面の「京都市会のココが知りたい！」及び「市会改革レポート」のロゴは現行のものを使用すること。

・ 議会広報紙の性質上、文字が多くならざるを得ない発行号もあるが、そのような場合でも、紙面の構成やイラストの活用などにより、可能な限り、文字情報を視覚的に伝えるための案を示すこと。

(イ) 平成27年度の市会だよりにおける改善点

平成27年12月発行号の1面及び4面に対する改善点を示すこと。

(ウ) 制作体制

営業・編集等、当該委託業務に係る部門ごとのスタッフの人数、役割等を記載すること。

(エ) 広報紙等制作実績

本市が発行する広報紙（誌）、若しくは、他の自治体が発行する広報紙（誌）等の制作実績

※ 広報紙（誌）の名前、発行部数、契約の相手、契約期間を記載すること。

(オ) その他

企画記事を1～3面に掲載する9月発行号の製作に関し、次のものを示すこと。

・ 過去の実績からの複数パターンのイラスト及び漫画

ウ 以下の証明書（上記2(2)に該当する場合）

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）
- ・ 2(2)オ、カを証明する納税証明書
- ・ 水道料金・下水道使用料納付証明書

(2) 質疑の受付及び回答

ア 本書及び仕様書等について質問できる者は、上記「2 参加資格」を満たしているものとします。

イ 受付時間は平成28年2月19日（金）午後5時まで。メール又はFAXにて行い、必ず着信確認を行ってください（ただし、平日の正午から午後1時まで、土日は除きます。）

ウ 全ての質問及び回答については、京都市会ホームページにおいて公開します。回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行います。

(3) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合、簡易書留でお願いします（下記提出期限必着）。）

(4) 提出期限

平成28年2月24日（水）午後5時。辞退する場合は締切日時までにその旨を申し出ること。

(5) 提出先

京都市会事務局調査課（担当：高橋，山條）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

4 審査項目

「京都市会だより版下製作業務受託候補者選定に係る評価基準」のとおりにします。

5 受託者の決定等

(1) 受託候補者の決定

京都市会が設置する選考組織において、「京都市会だより版下製作業務受託候補者選定に係る評価基準」により提案書等に基づいて審査し、全ての参加者について順位を定め、最も優れていた者を受託候補者として選定します。

(2) 審査結果通知

審査結果については、平成28年3月3日（木）までに通知します。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議のうえ、委託内容を決定し、委託契約を締結します。この際、受託候補者との協議が整わなかった場合は、順位の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行います。

6 委託契約の詳細

(1) 契約上限額

金1,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 委託費の支払条件

精算払いとします。

(3) 特約事項

見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めません。また、提案書等を勘定して決定するため、委託契約額が見積書と同じになるとは限らないことに留意してください。

(4) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。
ただし、京都市会事務局が承認した場合はその限りではありません。

(5) 契約保証金

免除とします。

7 その他

- (1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出期限以降の提案書等の差替え及び再提出には応じることはできません。
- (4) 提出物については、提案者に返却しません。

8 問い合わせ先

京都市会事務局調査課（担当：高橋，山條）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3697 FAX：075-222-3713

メールアドレス seimuchosa@city.kyoto.lg.jp

ホームページアドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

【京都市会だより版下製作業務受託候補者選定に係る評価基準】

1 基本的な考え方

受託候補者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行う。提案内容の評価は、次のとおり、技術力と見積価格を総合的に評価し、評価の最も高い提案者を受託候補者とする。（ただし、提案者が1団体の場合、採点結果が一定点数（70点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、その団体を受託候補者とする。）

2 選考基準

(1) 技術力の評価

提案書に基づき内容の評価し、「技術点」を与える。

「技術点」は90点満点とする。

(2) 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は10点満点とする。

(3) 受託候補者の選定方法

「技術点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

(4) 合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

ア 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託者を選定する。

3 技術点の算出方法

(1) 評価項目及び配点

別紙「提案内容評価票」に基づき採点する。

(2) 評価方法

ア 計算方法

技術点＝（配点×評価係数）の合計

※ 評価係数…各審査委員が評価対象の各項目を下記の5段階で評価する。

判定	評価	評価係数
A	本市の要求水準を超える非常に優れた評価要素がある。	1
B	本市の要求水準を超える優れた評価要素がある。	0.8
C	本市の要求水準を超える評価要素がある。	0.6
D	本市の要求水準を満たす評価要素が少ない。	0.4
E	本市の要求水準を満たす評価要素ない。	0.2

イ 採点方法

各審査委員の技術点の平均点を最終的な「技術点」とする。

4 価格点の算出方法

(1) 計算方法

価格点 = 10点 × (最低提示価格 / 貴社提示価格)

(2) 留意事項

貴社提示価格が京都市会事務局が示した契約上限額を超えている業者は、技術点が優れている場合であっても採用しない。

【提案内容評価票】

○技術点

評価項目	評価事項		配点
1 構成・デザイン	文字の大きさ、配列のバランスが適正で、調和のとれた統一的な構成になっているか。	1面（12月発行号）	15
		4面（12月発行号）	5
	議会に興味のない方でも読みたくなるような、市民の目を引くデザイン・レイアウトになっているか。	1面（12月発行号）	15
		4面（12月発行号）	5
	紙面の構成やイラストの活用などにより、文字情報が視覚的に伝わるものになっているか。		10
2 キャラクターの活用	市会マスコットキャラクターがうまく活用されているか。		10
3 改善策の提案	より分かりやすく、魅力的な広報物作成のため、課題を認識し、適切な改善策が提案できているか。		10
4 9月発行号用のイラスト・漫画	9月発行号用のイラスト・漫画が、紙面にふさわしいものになっているか。		10
5 制作体制	受注に当たっての組織体制は適切か。		5
6 制作実績	過去の受注実績及び制作実績はどうか。		5
小 計			90

※ 技術点 = (配点 × 評価係数) の合計

○価格点

計算方法	配点
価格点 = 10点 × (最低提示価格 / 貴社提示価格)	10